

富山市富山南総合公園体育文化センター・庭球場 料金表

平成28年4月1日改定

【開館時間】 平日：午前9時～午後9時
日曜・休日：午前9時～午後5時

【休館日】 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

〒939-8224
富山県富山市友杉1097番地
TEL：076-429-5695
FAX：076-429-4801
E-mail:taibun@taikyuu-toyama.or.jp

【施設内容】**【メインアリーナ】** 面積1,610㎡(35m×46m)
バレーボールコート3面・テニスコート2面・バスケットボールコート2面・卓球コート21面・バドミントンコート 8面・ハンドボールコート 1面
【サブアリーナ】 面積561㎡(17m×33m)
卓球9台、講演、音楽・演劇の練習等
【その他】
研修室(6)、更衣室、シャワールーム、放送室等

1. 個人利用の場合

区分	種別	単位	金額(円)	超過料金(円) 1時間につき	
個人・団体	メイン・サブアリーナ 個人	大人(高校生以上)	110	60	
		小人(小・中学生)	60	30	
		高齢者(70歳以上)	50	30	
	メイン・サブアリーナ 団体	20人以上	個人所定料金の80%に相当する額	個人所定料金の80%に相当する額	
		回数券	大人 110円券	市内 880 市外 1,100	/
			小人 60円券	市内 440 市外 550	
	高齢者 50円券		市内 440		
	庭球場	1面	大人(高校生以上)	440	230
			小人(小・中学生)	220	110
			照明	540	/
		回数券	大人 440円券	市内 3,520 市外 4,400	/
			小人 220円券	市内 1,760 市外 2,200	
11枚綴り					

注：① 1回の利用時間は、9時～11時・11時～13時・13時～15時・15時～17時・17時～19時・19時～21時までの2時間単位です。但し、直ちに使用する場合それ以後2時間とします。
② 庭球場を大人と小人で共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料とします。
③ 回数券の種別「富山市内」は、富山市内に住所を有する方が対象となります。

2. メインアリーナ・サブアリーナ専用利用の場合

種別	使用時間区分による金額(円)	超過料金(円) 1時間につき			
			9時～11時	11時～13時	13時～15時
メインアリーナ	アマチュアスポーツに使用するとき	1,960			
	入場無料	2,770			
	入場有料	5,540			
	その他の催し物に使用するとき	9,820			
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用するとき	690			
	入場無料	1,040			
	入場有料	2,080			
	その他の催し物に使用するとき	3,470			
興行に使用するとき		13,860			

注：① メインアリーナの2分の1、4分の1又は8分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント、25パーセント又は12.5パーセントに相当する額とします。
② 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算します。

3. 研修室

種別	定員	形式	使用時間区分による金額(円)						超過料金(円) 1時間につき
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
研修室1	63名	教室	6,240	8,200	6,240	14,440	14,440	18,600	2,080
研修室2	24名	会議	3,580	4,850	3,580	8,430	8,430	10,860	1,160
研修室3	63名	教室	6,580	8,660	6,580	15,250	15,250	19,640	2,190
研修室4	42名	教室	4,390	5,890	4,390	10,280	10,280	13,170	1,500
研修室5	16名	会議	2,540	3,470	2,540	6,010	6,010	7,740	810
研修室6	22名	会議	3,350	4,500	3,350	7,850	7,850	10,050	1,160

注：① 冷房又は暖房期間中に研修室を使用する場合は、冷暖房料金を加算します。
② 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算します。

※6月15日～9月30日及び11月15日～3月31日の期間は料金に冷暖房料金を加算(使用料の20%)とします。

4. 附属設備使用料

種別	単位	1回の使用料(円)
放送設備(マイク・スタント含む)	1式	540
映像装置(スクリーン及び映写機)	1式	540
電光得点表示装置	1台	540
仮設ステージ	1式	4,320

注：① 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定します。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とします。
② 大会等の場合でその他の催しに使用するとき(入場有料の場合に限る。)及び興行のため使用するとき、この表に定める額の3倍に相当する額とします。